

調査エリア

<p>エリア①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都…23区内(全域)、多摩地域(法務局：西多摩支部管内を除く) ●神奈川県…川崎市(全域)、横浜市(鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・港北区・緑区・青葉区・都筑区)
<p>エリア②</p> <p>山手線から 概ね30km圏まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都…青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町 ●神奈川県…横浜市(磯子区・金沢区・戸塚区・港南区・旭区・瀬谷区・栄区・泉区)、相模原市(緑区の旧町地区を除く)、鎌倉市、藤沢市、大和市など ●埼玉県…さいたま市(全域)、川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市 ●千葉県…千葉市(中央区・花見川区・稲毛区・美浜区)、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市
<p>エリア③</p> <p>山手線から 概ね50km圏まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都…奥多摩町、檜原村 ●神奈川県…相模原市(緑区の旧町地区)、横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、中郡、三浦郡、高座郡、愛甲郡 ●埼玉県…熊谷市、行田市、飯能市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、桶川市、久喜市、北本市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、白岡市、比企郡、大里郡など ●千葉県…千葉市(若葉区・緑区)、木更津市、成田市、佐倉市、市原市、我孫子市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市など ●茨城県…古河市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市など
<p>エリア④</p> <p>山手線から 概ね100km圏まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県…小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡 ●埼玉県…秩父市、本庄市、深谷市など ●千葉県…茂原市、東金市など ●茨城県…水戸市、土浦市、石岡市、結城市、筑西市など ●栃木県…宇都宮市、栃木市、佐野市、小山市など ●群馬県…前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市など ●山梨県…甲府市、富士吉田市、大月市など ●静岡県…沼津市、熱海市、御殿場市など

報告期限

	受付当日	稼働1日目	稼働2日目	稼働3日目	稼働一週間	稼働二週間
報告期限 A	午後6時までに	▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶	当日中原本到着	
報告期限 B 急行	午後6時までに	▶▶▶	▶▶▶	当日中原本到着		
報告期限 C 特急	午後6時までに	▶▶▶	当日中原本到着			
報告期限 D	午後6時までに	▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶	▶▶▶	当日中原本到着

調査料金表

(標記の金額は税別です)

	報告期限 A	報告期限 B 急行	報告期限 C 特急	報告期限 D
エリア①	90,000円	100,000円	110,000円	85,000円
エリア②	100,000円	110,000円	120,000円	95,000円
エリア③	110,000円	120,000円	130,000円	105,000円
エリア④	125,000円	135,000円	145,000円	120,000円

※ 区分所有建物(分譲マンション等)は上記金額+5,000円(税別)〜となります。

※ 別途、取得資料代・印紙代・コピー代等の実費がかかります。

※ 案件により別途規模加算、案件加算、書類調製費等がかかる場合があります。

※ エリア④を超える場合、50km毎に15,000円(税別)加算されます。

※ 調査の受託状況により報告期限B・Cをお受けできない場合があります。

※ 上記以外の場合はお問合せ下さい。別途見積書の作成も承ります。